

事業者は、建設業務完了時において、市による完工確認の通知に必要な、次の書類を提出すること。

1. 共通

- ・ 工事完成届
- ・ 工事記録写真
- ・ 完工写真（アルバム）
- ・ 工事打合簿
- ・ 調達・設置した施設備品台帳
- ・ 要求水準書との整合性の確認結果報告書
- ・ 事業提案書との整合性の確認結果報告書

2. 建築

- ・ 完工図（建築）：一式（製本図、原図、縮小版製本）
- ・ 完工図（電気設備）：一式（製本図、原図、縮小版製本、取扱説明書）
- ・ 完工図（空調設備）：一式（製本図、原図、縮小版製本、取扱説明書）
- ・ 完工図（衛生設備）：一式（製本図、原図、縮小版製本、取扱説明書）
- ・ 完工図（昇降機設備）：一式（製本図、原図、縮小版製本、取扱説明書）
- ・ 完工図（什器備品配置表）：一式（製本図、原図、縮小版製本）
- ・ 施工図：一式（製本図、縮小版製本）
- ・ 完工検査調書（選定事業者によるもの）
- ・ 検査書（確認申請、消防等行政対応のもの）
- ・ 揮発性有機化合物の測定結果
- ・ 建物利用マニュアル（建物の使い方が分かりやすくまとめられた資料）
- ・ その他完工確認に必要な届出等

3. 公園基盤施設

- ・ 完工図（土木）：一式（製本図、原図、縮小版製本）
- ・ 完工図（設備）：一式（製本図、原図、縮小版製本）
- ・ 施工図：一式（製本図、縮小版製本）
- ・ 完工検査調書（選定事業者によるもの）
- ・ 検査書（確認申請、消防等行政対応のもの）
- ・ その他完工確認に必要な届出等

4. 解体・撤去工事

- ・ 工事打合簿
- ・ 完成写真
- ・ 工事記録写真（解体前の写真も含む）
- ・ 配電系統図—撤去箇所を示したもの
- ・ 給水系統図—撤去箇所を示したもの
- ・ 排水系統図—撤去箇所を示したもの
- ・ 竣工図—仕上げ高さ等を示したもの
- ・ 産業廃棄物処理報告書
- ・ 処理及び収集運搬業者との委託契約書（写し）
- ・ 収集運搬及び処理のフローチャート及び運搬経路の地図（現場—中間処理—最終処分地）並びに各施設の写真

事業者は、上記1～4の書類を提出する際に、以下の事項に留意すること。

1. 提出時の体裁、部数等は、別途、市の指示するところによる。
2. 書類等に併せて、CADソフトで作成した電子データ（AUTO CAD、JW CADのオリジナルデータと、DXF又はSXFとする）を提出すること。
3. 完工写真の著作権は次のとおりとすること。
 - 1) 選定事業者は、市による完工写真の使用が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを市に対して保証すること。選定事業者は、完工写真の使用が、第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、選定事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずること。
 - 2) 選定事業者は、完工写真の使用について次の事項を保証すること。
 - ・ 完工写真は、市が行う事務及び市が認めた公的機関の広報等に、無償で使用するができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
 - ・ 選定事業者は、あらかじめ市の承諾を得た場合を除き、完工写真が公表されないように、かつ完工写真が市の承諾しない第三者に閲覧、複写又は譲渡されないようにすること。